

## こうか商工まつり2019 出展規定② 【体験広場・企業PR部門】

### 1. 出展資格について

- ①原則として本会会員で甲賀市内において事業を営む商工業者及び関係団体
- ②その他こうか商工まつり実行委員会が認めたもの

### 2. 出展内容について

#### ◆市民参加型の体験広場

- ①職場で実際に用いられている工具や道具を使い、技術や知識などを学ぶ、また、お店の人が講師となり、無料で専門知識やプロの技を教える  
**職業体験・学びの体験**（壁塗り体験、タイヤ交換体験、ネイル体験 等）
- ②自事業所の商品、製品、サービス、材料、機材、工具、道具等を使用して行う  
**遊びの体験**（工作・実験・遊び・ふれあい等、様々な遊び心のある体験）

#### ◆企業PRコーナー

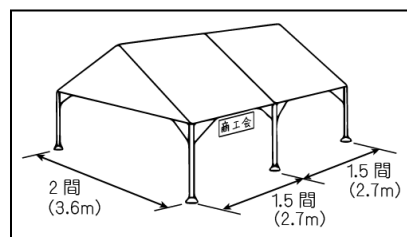
- ③企業の紹介、自社製品の展示などによる **企業PRブース**  
本年は特に、リフォーム、水まわり、インテリア、エクステリア等の住まいに関するPRコーナー出展者を大募集します！

### 3. 出展区画について

- ◆出展区画は、「区画」単位で屋外となります（今年度は屋内区画はありません）。

1区画 間口2.7m×奥行3.6m（1区画：テント半張）

《屋外区画イメージ図》  
（1区画：半張 2区画：1張）



### 4. 出展料（広告料込み）について

- ①体験広場・企業PRコーナー部門 1区画 7,000円

☆市民参加型体験で商品・サービスの販売を行わない場合は、サービス業部会による審査を経て、出展料助成が受けられ出展料（追加料金を除く）が無料となる場合があります！

- ②出展料金に含まれるもの

- 机（45cm×180cm）（1区画につき2脚） / ○椅子（1区画につき4脚）
  - 展示社名板 ○電気容量1kw（電気の使用については事前申請が必要です。）
- ※机と椅子の数・電気容量の変更を希望される方は、申込用紙にご記入下さい。

- ③追加料金：机1脚800円、椅子1脚250円、電気1kw毎に3,000円

※出展者会議（9月17日）にて、『出展料』及び必要な方は『追加料金』を徴収させて頂きます。また出展者会議以降の変更・追加による追加料金に関しては、商工まつり（10月20日）までに甲賀市商工会までお納めください。

### 5. 出展申込受付と区画配置について

- ◆出展申込書を主催者で確認し、趣旨にそぐわない等と判断した場合はお断りすることがあります。
- ◆区画配置については、会場全体の基本構想とレイアウト、出展内容、出展者数、出展区画数等を考慮して、主催者が決定します。
- ◆出展申込受付後の区画を主催者の承諾なしに譲渡、貸与することはできません。
- ◆申込多数の場合は、主催者による厳正な審査を行い、出展者を決定致します。

## 6. 出展申込みにあたって

- ・「市民参加型の体験広場」では、地域の皆様に貴事業所の良さを知って貰うために、自慢の技術や知識、お店の専門性や特徴等を活かした体験講座を実施して下さい。
- ・「市民参加型の体験広場」では、受講料は原則、無料として下さい。ただし、材料費相当額を負担して貰うことは差し支えありません。
- ・「市民参加型の体験広場」では商品・サービスの販売は控えてください。ただし、後日の受注に繋がるような活動（クーポンやチラシの配布）は問題ありません。商品・サービスの販売を行う場合は、サービス業部会の出展料助成対象となりません。
- ・「企業PRコーナー」では、出展内容によって「リフォーム」や「エクステリア」といった住まいに関するゾーニングを行いたいと考えておりますが、出展申込結果によっては実現できない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・出展内容によっては、「こうか商工まつり」会場で実現できないものや、運営上好ましくない場合がありますので、出展の可否については主催者に委ねていただきます。

## 7. 出展者会議について

**9月17日（火）15時**より、甲賀市商工会館（甲賀市水口町水口5577-2）にて行います。出展者の方は必ずご出席下さい。また欠席された場合は、その後の要望・苦情等には一切お答え出来かねますので、ご理解下さい。

## 8. 出展の変更・取り消しについて

- ◆出展申込受付後の変更・取消しについては、必ず事務局までご連絡下さい。
- ◆出展申込書に虚偽の記載が認められた場合や、出展規定に違反した場合には出展を取り消す場合があります。

## 9. 出展における禁止事項・注意事項について

- ◆区画をはみ出す行為や指定された場所以外でのPR・販売活動。
- ◆主催者や他の出展者・お客様の迷惑になる行為（音響や異臭などを含む）。
- ◆各出展者で出たゴミは責任をもってお持ち帰り下さい。会場に置いて帰ったり、会場内のゴミ箱やコンテナに入れたりしないで下さい。
- ◆喫煙は会場指定の喫煙所のみでお願いします。
- ◆出展現場責任者・スタッフ全員が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない。また、暴力団・反社会的勢力に金品等を提供しないこと。
- ◆主催者や警察官及び消防署員等の指示に従うこと。

## 10. 補償について

出展者が備品・展示場の設備および、人身などに損害を与えた場合、その補償は出展者の責任となります。

### 11. 出展物の管理と免責について

主催者は出展区画内での事故、出展物の損害・盗難等に関する責任は負いません。出展者は必要に応じて損害保険にご加入ください。

### 12. その他

- ◆主催者及び会場管理者の指示に従ってください。
- ◆搬入搬出時間、搬入経路を守り、また車は所定の出展者駐車場に置いてください。
- ◆出展の中断・中止など、いかなる場合であっても主催者は、出展に要した費用および中止によって生じた損害は補償いたしません。
- ◆展示構成、サービス等について内容を変更する場合があります。
- ◆主催者は出展の円滑な管理を進めるため、本規定以外にも補足的な規定を設ける場合があります。

※本書面は、こうか商工まつり実行委員会により定めた「出展規定」です。

部門ごとに申込書が違いますのでお間違いにご注意ください